

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、利用者の虐待のおそれのある事案や、支援等に問題がある場合は、協議し、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- 5) 委員会は、職場内のハラスメント事案に対し、適切に対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

■委員長：法人代表 鈴木 耕一郎

■委員：各事業所管理者 及び相談役

輪っこ	鈴木 耕一郎
サザンクロス	土佐 一二美
フォーマルハウト	田村 太威
相談役	木立 和子

2024年4月現在